

写

平成29年10月19日

さいたま市長 清水勇人様

さいたま市特別職報酬等審議会

会長 齋藤友之

さいたま市
特別職報酬等審議会
会長印

さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに

市長及び副市長の給料の額等について（報告）

平成29年10月17日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、別紙のとおり報告します。

別紙

本審議会は、さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受け本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

- ・ 月例給については、市長・副市長は一般職職員の給与改定により地域手当の増額が予定されていること、市議会議員は別に支給される政務活動費と合わせれば現状でも十分な金銭給付を保障されていると思われることから、据え置くことが適当と考える。
一方、特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきたこれまでの経緯を踏まえ、引上げ改定を行うことが適当と考える。
- ・ 本年的一般職職員の改定動向、国家公務員においても月例給・特別給ともに引上げを求める人事院勧告がここ数年続いていること及び会議資料等から本市の市議会が比較的活発に活動していると認められることなどから、月例給・特別給とも引上げ改定を行うことが適当と考える。
- ・ 市長・副市長及び市議会議員の給与・報酬水準の適否は、年間支給額という尺度で判断すべきである。現行の年間支給額は、市長、副市長、

市議会議員とも政令指定都市の平均に近い水準にあることから、月例給・特別給とも据え置くことが適當と考える。

- 月例給については、一般職職員の改定率の累計値が△0.77%となっていた平成23年から平成25年までの3年間において、いずれも引下げ改定を見送ってきたこととの均衡を考慮し、据え置くことが適當と考える。

一方、特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせることを基本にしてきたこれまでの本審議会の考え方を踏襲し、引上げ改定を行うことが適當と考える。

- 本市の市議会の活動は他の政令指定都市と比較して活発な状況にあると思われ、また、市長・副市長は、平日・休日の別なく常に忙しく公務に精励し、市民のためにしっかりと貢献してくれているものを感じている。こうした働きに可能な限り応えるため、月例給・特別給とも引上げ改定を行うことが適當と考える。

- これまでの本審議会の考え方を否定する論理的な理由が見つからないため、従来の考え方を踏襲し、月例給については据え置くことが適當、特別給については引上げ改定を行うことが適當と考える。

- 月例給については、景気が回復してきているとはいえ、未だ実感に乏しいという声があるなかでの引上げは市民の納得が得られないと思うた

め、据え置くことが適当と考える。

一方、特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせることを基本にしてきたこれまでの本審議会の考え方を踏襲し、引上げ改定を行うことが適当と考える。

- 月例給については、現行額が政令指定都市のなかで平均的な水準にあり、主婦の目線で考えるとこれ以上引き上げるべき状況にはないと思われるため、据え置くことが適当と考える。

一方、特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきたこれまでの経緯を踏まえ、引上げ改定を行うことが適当と考える。

- 業種や企業規模等によってバラつきはあるものの昨年に比べ総じて良好な結果であった本年の春闘の状況を踏まえ、月例給・特別給とも引上げ改定を行うことが適当と考える。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については『据え置くことが適当』、特別給（期末手当）については『引上げの改定を行うべき』との結論に達しました。